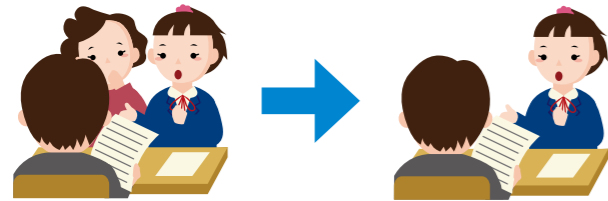


## かしこい消費者になろう！ ③ 18歳から成人になったら…

今年3月、成人年齢を20歳から18歳に引き下げる民法の改正案が閣議で決定しました。このまま成立すれば、2022年4月から18歳が成人となります。成人ということは、親権者の同意なく、さまざまな契約を自身の判断で自由に決めることができるようになります。

例えば、ローン契約、クレジットカードの契約も可能になります。

現在、未成年者が行った契約は、本人、または親権者が取り消すことができるよう法律で保護されています。しかし、成人年齢が引き下げられると18歳からは保護の対象外となります。



2018年現在

2022年(仮)

18歳は大多数がまだ高校生で、契約についての知識も十分とは言えません。実際に、今でも成人になったばかりの若者を狙う悪質業者が多数存在します。2022年に18歳になる若者は、契約とは『法的な拘束力を持つ約束』で、自分の意思で契約したものを解約することは決して簡単ではないということをより一層、自覚する必要があります。

## かしこい消費者になろう！ ④ 利用しよう！ 消費生活センター

### 消費生活センターとは…

消費生活センターは地方公共団体が運営している消費生活に関する相談機関です。専門の相談員が常駐し、悪質商法による被害、契約や商品・サービスの品質などに関する相談を受け付け、助言やあっせんを行い、問題解決のためのお手伝いをしています。

### ●消費生活に関する相談内容

このような消費生活全般に関する相談を受け付けています。

例



「買った商品が壊れていた」「風呂のいすが壊れてけがをした」など商品に関する相談



「商品を強引に契約させられた」「見積りより請求金額が高い」など契約に関する相談



「借金が返せない」「ローンがあり、生活が苦しい」など債務(借金)に関する相談



「架空請求のメールがくる」「必ずもうかると未公開株の購入を勧められた」など悪質業者に関する相談

### ●消費生活に関する講座の開催

消費者被害を未然に防ぐため、出前講座を随時開催しています。

### 出前講座に伺います！

悪質業者の手口や、対処法、実際に身近で起こった詐欺事件に関することなどを、相談事例を交えながら紹介します。

費用：無料(要予約：産業振興課まで)

対象：市内の団体、学校、自治会、老人会などの集まりにお呼びください。



消費生活センターは市民の皆さんの強い味方です！

消費者トラブルにお困りの場合はひとりで悩まずに お気軽にご相談ください。

## 太宰府市 消費生活センター

開催日 毎週月曜日～金曜日(祝日・振替休日・年末年始を除く)  
午前9時30分～午後4時(正午～午後1時は昼休み)

場所 市役所2階 消費生活相談室

◆予約申し込み不要・相談費用無料

◆電話での相談も受け付けています(☎内線348まで)



## 消費者コーナー 拡大版

平成30年度消費者月間統一テーマ

「ともに築こう 豊かな消費社会  
～誰一人取り残さない～」

問い合わせ 産業振興課 商工・農政係  
(☎内線440)

## 5月は消費者月間です

### 消費者月間とは…

昭和43年5月に施行された「消費者保護基本法」(平成16年改正により法律名を「消費者基本法」に変更)の施行20周年を機に、昭和63年から毎年5月を「消費者月間」と位置付けています。

## かしこい消費者になろう！ ① 契約とは？

### 契約とは…

保険に入る、賃貸物件に入居する、車を買う…など、私たちは暮らしの中で契約書を交わす機会が多くありますが、契約とは必ずしも「はんこを押して契約書を交わすこと」というわけではありません。私たちは日常の生活の中で無意識に消費者として日々契約をしているのです。

例



・バスや電車に乗る

・喫茶店でコーヒーを注文する

・スーパーで野菜を買う

・美容院で髪を切る

・コインロッカーに荷物を預ける

これらの行動もすべて『法的な拘束力を持つ約束=契約』です。契約は消費者の「買います(意思表示)」と事業者の「売ります(承諾)」という意思の合意によって成立しますが、法的な責任も伴うので、一方の都合だけで勝手に解消することはできません。消費者トラブルに巻き込まれないためにも、消費者の自覚を持って商品の選択を行うことが重要です。

## かしこい消費者になろう！ ② 知っていますか？ クーリング・オフ

### クーリング・オフとは…

契約の中でも、不意打ち的な販売方法(訪問販売、電話勧誘など)で契約をした場合、消費者がいったん冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる特別な制度です。

書面(ハガキ)を送るだけで契約を解除でき、クーリング・オフができる取引は法律や約款で決められています。  
※約款…契約書の決められた条項のこと

### 例 クーリング・オフができる主な取引(特定商取引法の規定)

取引の種類	内容	期間
訪問販売	自宅など、店舗や営業所以外の場所での原則すべての商品・サービスの契約(※街頭で販売の目的を告げられずに誘われ、店舗で交わした契約も該当)	8日間
電話勧誘販売	電話による勧誘での契約	8日間
連鎖販売取引	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘させ、組織を連鎖的に拡大していく商品・サービスの販売(マルチ商法)	20日間
特定継続的役務提供	長期・継続的な高額取引(エステティック・家庭教師・語学教室・パソコン教室・学習塾・結婚相手紹介サービス・美容医療)	8日間
訪問購入	店舗以外の場所で、貴金属などの物品を事業者が消費者から買い取る契約	8日間
業務提供誘引販売取引	仕事を紹介すると勧誘し、仕事に必要な商品・サービスを購入させる契約(内職商法・モニター商法)	20日間

クーリング・オフができないケースでも、事業者の勧誘方法に問題があったという場合には契約取り消しできる場合がありますので、消費生活センターに相談しましょう。

